

## 特記仕様書

1. 除草日程について、次のとおり実施すること
  - 契約後速やかに1回目の除草を実施すること
  - 8月下旬から9月上旬に1回目の除草地を含めた全体の除草を実施すること（2回目）
  - 除草する箇所については別図を参照すること
2. 漂着ゴミや除草した草は適切に処理すること
3. その他、明記なき事項や仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議の上、その指示に従うこと